

元気なうちから介護予防!

はつらつ

チャレンジ教室を開催!!



対象となる方

次のいずれにも該当する方

①65歳以上で介護保険を利用していない方

②「町が行う「日常生活圏域二一ス調査※1」又は「生活機能チェック問診票※2」の結果、「生活機能の低下のおそれがあります」という結果が出た方で、主治医などから運動制限を受けていない方

※1平成26年度は、65歳以上の在宅でお住まいの方に対し、「生活機能チェック問診票」と「もの忘れ問診票」を兼ねた調査を行います。二一ス調査結果は、提出された方全員に送付します。3年に1度の調査ですので、積極的な提出をお願いいたします。

※2訪問や教室会場で実施します。

内容

運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上プログラムを提供し、介護予防の取り組みをお手伝いします。

期間 第1期 平成26年5月末～8月

第2期 平成26年9月～11月

第3期 平成26年12月～平成27年2月

回数 毎週1回(木曜日) 計12回/各期

時間 午前9時30分～午前11時30分

場所 南条保健福祉センター

指導者 理学療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師など

定員 20名/各期

申込締切 第1期：4月末 第2期：7月末 第3期：10月末

※定員になり次第、締切ります。

申込み・問合せ 地域包括支援センター TEL47-80009

各期3カ月間

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 TEL 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

これまで、過去分の国民年金保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大】失業・災害などを理由にした免除(特

例免除といえます)は、これまで、申請時点の年度または前年度に失業・災害などの理由があることが条件となっていました。平成26年4月からは、失業・災害などの前月から失業・災害などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになりました。(平成26年3月以前にあった失業・災害も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです。)

申請は役場町民税務課または武生年金事務所受付しています。
※免除とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

町からのお支払について

町では、各種事業の補助金、謝礼、医療費・税金等の還付などを、住民の皆様の口座に、お振込みでお支払いしています。

お振込みの確認は、下記のとおりです。

不明な場合は、会計室または各事業の担当課にお問い合わせください。

担当課	各事業	通帳記載内容	お振込み日
総務課	チャイルドシート補助		
建設整備課	資源回収等補助・水道等還付		
保健福祉課	介護保険給付・還付 保健関係補助	ミナミエチゼン チヨウ	10日または25日 ※休日の場合はその翌営業日
企画財政課	定住化関係等補助		
産業振興課	農業・商業関係補助		
町民税務課	税金等還付		
町民税務課	子ども医療費	コドモイリヨウ ミナミエチゼン	20日 ※休日の場合はその翌営業日
町民税務課	重度医療費	フシイリヨウ ミナミエチゼン	20日 ※休日の場合はその翌営業日
町民税務課	父子医療費	ボシイリヨウ ミナミエチゼン	20日 ※休日の場合はその翌営業日
町民税務課	母子医療費	カワイリヨウ ミナミエチゼン	20日 ※休日の場合はその翌営業日
町民税務課	寡婦医療費	ミナミエチゼン チヨウ	21日 ※休日の場合はその前営業日
町民税務課	報酬・謝礼・委員報酬等 (個人の場合、源泉徴収 税が控除されます)		

※お振込み口座は、住民のみなさんが町に登録してある金融機関口座です。

■問合せ 会計室 ☎ 47-8011
または請求をされた各担当課